

江南商工会議所の「新型コロナウイルス感染症」への対応について

江南商工会議所

当所では、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日決定）」に基づく日本商工会議所の対応を踏まえ、令和2年3月2日当所にて開催しました正副会頭会議で、新型コロナウイルス感染症にかかる会議所主催会議・イベント等の開催基準に関する指針を決定し、その指針に基づき、令和2年4月30日（木）までの期間において、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当所主催の会議等について

- (1) 議員総会・常議員会等、議件に審議事項のあるものについては、原則、予定通り開催します。尚、議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による 会議規模の縮小を検討します。

《開催の際の留意事項》

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・会場での手消毒の徹底をお願いします（会場受付等には消毒液を設置）
- ・マスクの用意ができる方は、極力マスク着用をお願いします。
- ・事務局職員はマスクを着用し、業務に従事します。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等

- ・参加者が50名以上の会議、セミナー、講演会等については、開催の必要性、関係者の意向等を踏まえて中止を含め検討します。
- ・共催・後援団体、協力企業・団体から中止要請があった場合は中止とします。

(3) 懇親会・交流会 飲食を伴うもの

- ・当面、飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長と相談のうえ、原則として開催を控えます。

2. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ・事務局本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。
- ・少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温するなど、体調管理を徹底します。
- ・事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず所属長に報告します。

(2) 出張

- ・不要不急の出張は極力見合わせ、出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(3) その他

①接客・打合せ(内部打合せ含む)について

- ・相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- ・少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ・極力相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

②その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。

以上

会員の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

今回の新型コロナウイルス関連肺炎で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げると共に、影響を受けた方々の一日も早い回復と、感染の早期終息を心よりお祈り申し上げます。